

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月26日

【会社名】 川口化学工業株式会社

【英訳名】 Kawaguchi Chemical Industry Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 吉隆

【本店の所在の場所】 〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目8番4号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は、下記で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 本社事務所 埼玉県川口市領家4丁目6番42号

【電話番号】 048(222)5171

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長兼経理部長 荻野 幹雄

【縦覧に供する場所】 川口化学工業株式会社本社事務所
(埼玉県川口市領家4丁目6番42号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年2月25日に開催しました第114回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年2月25日

(2) 決議事項の内容

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件
社外取締役が過半数を占める監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款の所要の変更を行うもの。また、業務執行を行わない取締役との間で、責任限定契約に係る定款規定を新設するもの。 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
取締役（監査等委員であるものを除く。）として、山田吉隆、山田秀行、荻野幹雄、萱野高志、鎌田明守の5氏を選任する。 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件
監査等委員である取締役として、中村一哉、石上尚弘、中西和俊の3氏を選任する。
なお、中村一哉、石上尚弘の2氏は社外取締役である。 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件
取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、年額1億2千万円以内と定める。 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
監査等委員である取締役の報酬額を、年額3千万円以内と定める。 |
| 第6号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
退任取締役新井唯司氏に対し、退職慰労金を当社基準に基づき相当の範囲内で贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。 |
| 第7号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
退任監査役中村一哉、森田光一、山田史郎の3氏に対し、退職慰労金を当社基準に基づき相当の範囲内で贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議に一任する。 |

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	6,852	66	0	(注) 1	可決 93.94
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件					
山田吉隆	6,852	66	0	(注) 2	可決 93.94
山田秀行	6,848	70	0		可決 93.88
荻野幹雄	6,848	70	0		可決 93.88
萱野高志	6,848	70	0		可決 93.88
鎌田明守	6,848	70	0		可決 93.88
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注) 2	
中村一哉	6,864	54	0	可決	94.10
石上尚弘	6,858	60	0		94.02
中西和俊	6,858	60	0		94.02
第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額決定の件	6,838	80	0	(注) 3	可決 93.74
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	6,846	72	0	(注) 3	可決 93.85
第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	6,813	105	0	(注) 3	可決 93.40
第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	6,808	110	0	(注) 3	可決 93.33

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。